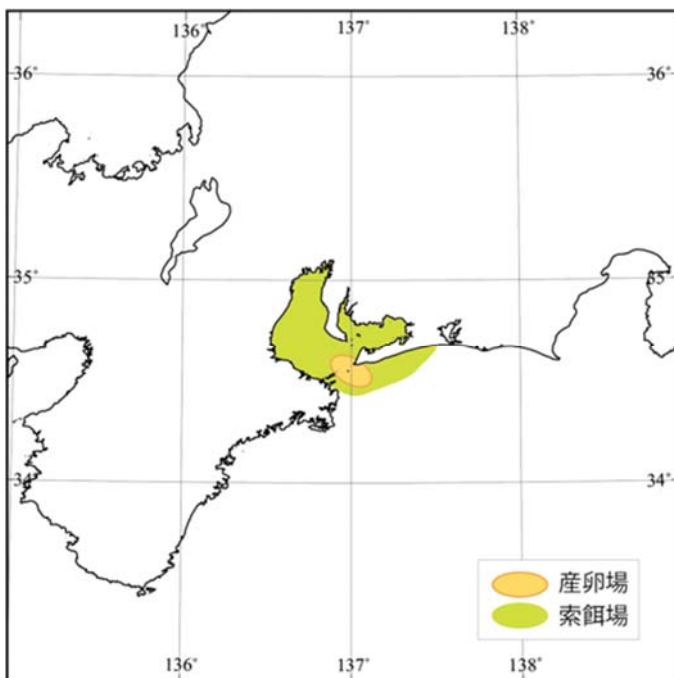


# イカナゴ伊勢・三河湾系群 令和元年度資源評価結果

1

## 生物学的特性



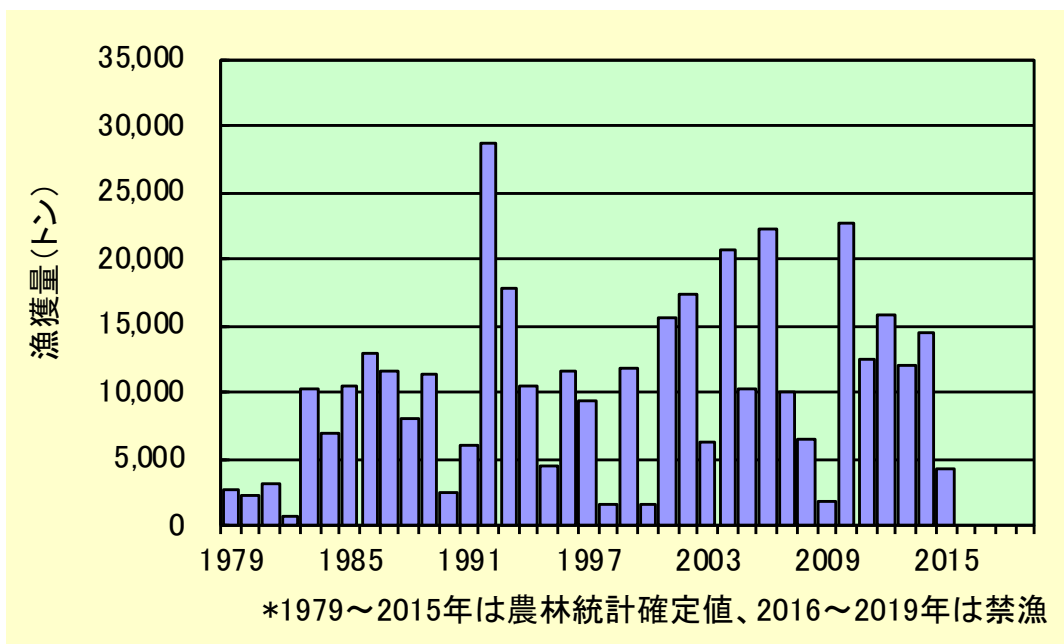
### 生物学的特性

- 寿命：2～3歳
- 成熟開始年齢：1歳(100%)
- 夏眠・夏眠場所：  
水温18度以上 伊勢湾口出山
- 産卵期・産卵場：  
12～1月 伊勢湾口～渥美外海
- 食性：プランクトン食  
(カイアシ類が主、ヨコエビ他、  
植物プランクトンも摂食)
- 捕食者：ヤムシ類、ヒラメ等底魚

● 船びき網によって、当歳魚主体の漁獲が行われてきた

2

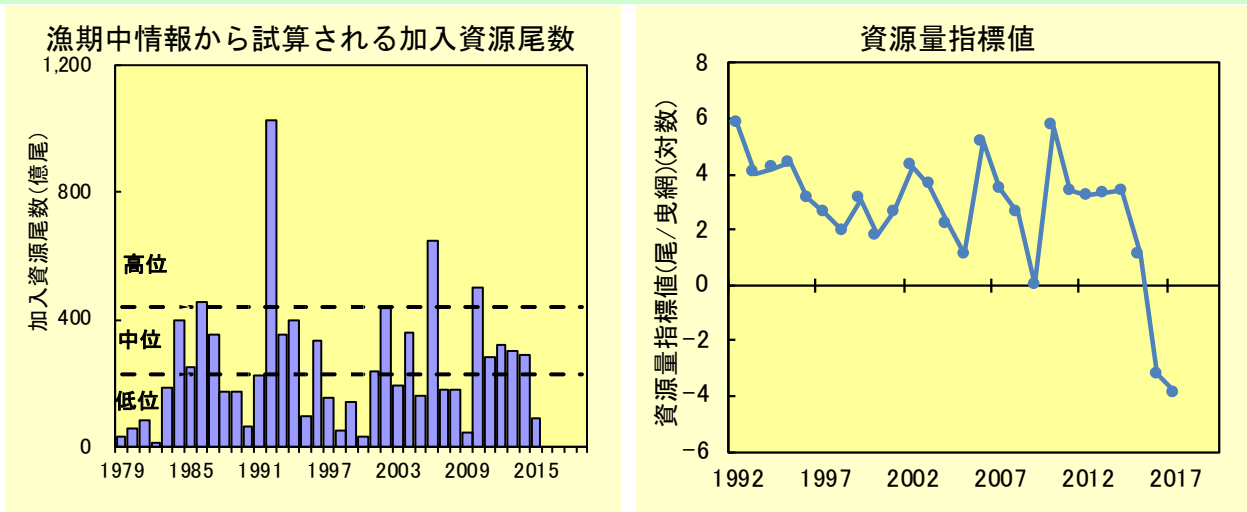
## 漁獲の動向



- 2019年の漁獲量:0トン
- 2016～2019年は4年連続して禁漁となった

3

## 資源の動向



※水準区分 突出して多かった1992年を除いた最大値と最小値の差を3等分し、上から高位、中位、低位とした。

- 資源量指標値: 2019年は2018年に引き続き計算不可  
(※2月上旬に行うボンゴネット新規加入量調査結果を使用しているが、2018、2019年は仔魚が採集されず本指標値が計算不可能)
- 資源水準: 調査で仔魚が採集されなかったため、「低位」
- 資源動向: 判断情報が無いが、「横ばい」

4

## 資源評価のまとめ

- 2019年の新規加入量調査でも仔稚魚が採集されなかったことから、資源水準は「低位」、動向は「横ばい」と判断
- 再生産成功率は2012年以降3年連続で減少していた

## 2020年ABC表

- 2016～2019年は4年連続して禁漁となり、加入資源尾数及び漁獲物の平均体重が得られないため、2020年ABCは算定不可能

管理基準	Target/Limit	2020年ABC (トン)	漁獲割合 (%)	F値 (現状のF値からの増減%)
Bfishable	Target	—	—	—
	Limit	—	—	—

Bfishable : とり残し資源量一定方策による評価に基づき、20億尾

5

## 伊勢湾・三河湾イカナゴの広域資源管理

## 1 資源の現状

伊勢湾・三河湾は、東北海域、瀬戸内海とともに日本におけるイカナゴの主要漁場であり、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲され、加工用、養殖餌料用として利用されている。

資源は大きな変動を繰り返しており、1978年～1982年にかけて5年間にも及ぶ大不漁を経験した。このため、漁業経営上もきわめて不安定な状況に置かれており、漁獲量の安定のための資源管理が望まれてきた。1990年からは、親魚10億尾を獲り残す管理措置を導入するなど、自主的な資源管理が行われてきた。

その後、2007年からは親魚の獲り残し尾数を20億尾に引き上げ、管理措置の強化を図った結果、資源水準が安定する傾向が見られてきた。しかし、2016年～2019年漁期には、漁期前調査で魚群が極端に少ないと判断され、操業が自粛された。

## 2 関係漁業種類

県	漁業種類
愛知県	いわし・いかなご船びき網、いかなご船びき網
三重県	ばっち網、いわし・いかなご船びき網、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網、親いかなご船びき網

## 3 資源管理の方向性（目標、期間等）

産卵親魚尾数を確保することによって加入資源尾数（初期資源尾数）を安定させ、安定的な漁業生産の維持を目指すことを方針とし、十分な漁獲が期待できる300億尾の資源加入を目標として、そのために必要な親魚を確保するため、20億尾以上を残存させる漁獲努力量削減措置を実施している。

この取組が始まった2007年～2015年の間は、資源水準が安定する傾向が見られ、資源量の少ない年にあっては漁獲割合が低い傾向にあったことから、親魚保護を目的とした取組が機能していたと考えられる。このため、操業が再開された場合は、これまでの取組を継承していくこととするが、あわせて海洋環境による夏眠魚の減耗等、資源への影響に留意しつつ、資源状況に応じた管理方策の改善や取組強化について検討する必要がある。

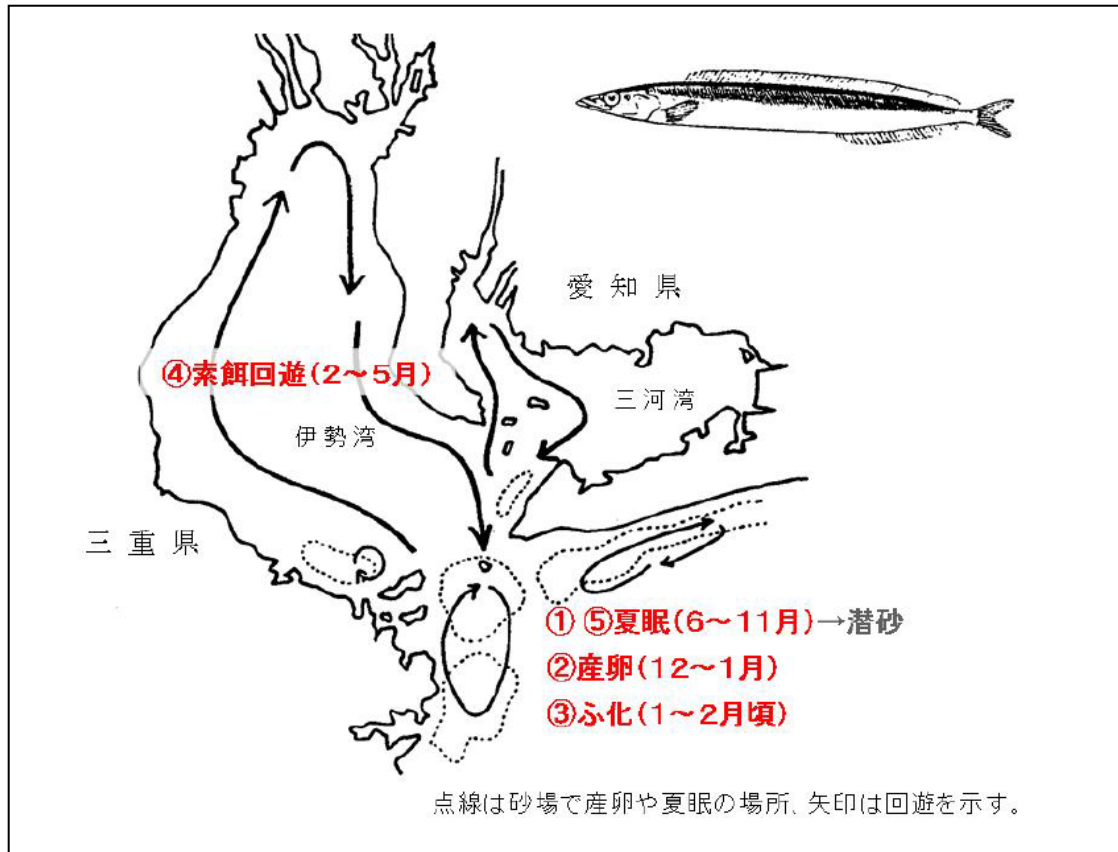
## 4 資源管理措置

措 置	内 容
産卵親魚の保護	関係漁業者立ち会いの試験操業を行い、全体の8割程度が産卵終了していることを確認後、親イカナゴの解禁日を決定
解禁日の決定	水試のデータをもとに市場価値の高いサイズに達する日を予測、両県漁業者の協議で解禁日を決定
操業秩序の維持	両県漁業者協議で操業期間中の操業日、漁場行使等の操業方法について両県協議で決定
夏眠場所の保全	イカナゴの夏眠場所を阻害しないよう、夏眠場所周辺を保全
終漁時残存資源尾数（20億尾）の確保	残存資源尾数確保のため、それ以上漁獲をしないよう、終漁日を設定
親魚保護のための保護区（禁漁区）の設定	産卵親魚の分布海域に禁漁区を設定
保護育成期間の設定（保護休漁）	市場価値の低い漁獲サイズの時期に一定の保護育成期間を設定。

## 5 関係者による連携を図るための体制

行政・研究担当者会議及び漁業者協議会により、資源管理の目的、期間等を明確にしつつ、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

【参考】イカナゴの生態について（愛知県水産試験場 HP より転載）



伊勢・三河湾で漁獲されるイカナゴは、伊勢・三河湾とその周辺海域で一生を過ごす、ひとつの独立した資源です。

12~1月に伊勢湾口でふ化した仔魚は、潮流によって湾内へ運ばれ、2~3月に全長3~4cmの稚魚となります。3~5月には全長が5cmを超えて、未成魚へと成長します。稚魚と未成魚は、ともに愛知・三重両県の二そう船びき網漁業の漁獲対象となり、稚魚はチリメン加工用に、未成魚は餌料用などに利用されます。

5~6月には再び湾外に移動し、11月頃まで夏眠します。夏眠中は、湾口付近の海底に潜砂し、ほとんど活動しないといわれています。夏眠期の終わりに成熟が始まり、12月には産卵がはじまります。産卵後の親魚も、1~2月には三重県の一部の漁業者によって漁獲対象となり、釜揚げ加工用などに利用されます。

通常、その年の漁獲尾数の90%以上は、稚魚期に漁獲されています。

## 伊勢湾・三河湾イカナゴの広域資源管理に基づく 2019 年の取組状況

措 置	2019 年漁期の実施状況
終漁時残存資源尾数 (20 億尾) の確保	水産試験場稚魚調査、両県合同試験びきを行い、両県漁業者協議により資源量が極めて少ないことを考慮して、2019 年 3 月 19 日に操業を自粛することが決定。このため、終漁時残存尾数は不明。
親魚保護のための保護区 (禁漁区) の設定	操業自粛のため設定を要さなかった。 イカナゴを混獲する可能性のある機船船びき網漁業についても、伊勢湾・三河湾は 3 月 31 日まで操業自粛。三重県側では 6 月 25 日まで操業自粛。
保護育成期間の設定 (保護休漁)	操業自粛のため設定を要さなかった。
産卵親魚の保護	操業自粛措置により保護した。
解禁日の決定	操業自粛のため決定を要さなかった。
操業秩序の維持	今漁期のイカナゴ漁の操業自粛について、両県漁業者協議で決定。
夏眠場所の保全	イカナゴの夏眠場所を阻害しないよう、夏眠場所周辺を保全。